

令和3年第5回

瑞浪市議会定例会議案資料

令和3年11月25日

目 次

議第 7 7 号	瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 7 8 号	瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
議第 7 9 号	瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	8
議第 8 0 号	瑞浪市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	9
議第 8 1 号	瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて……………	1 1
議第 8 5 号	工事請負契約の締結について……………	1 2
議第 8 6 号	工事請負契約の締結について……………	1 3
議第 8 7 号	市道路線の廃止について……………	1 4
議第 8 8 号	市道路線の認定について……………	1 5
議第 8 9 号	市道路線の認定について……………	1 6
議第 9 0 号	市道路線の認定について……………	1 7
議第 9 1 号	市道路線の認定について……………	1 8
議第 9 2 号	令和 3 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 1 1 号）……………	別冊
議第 9 3 号	令和 3 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 1 2 号）	} 別冊
議第 9 4 号	令和 3 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	
議第 9 5 号	令和 3 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	
議第 9 6 号	令和 3 年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）	

議第77号 瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、電磁的記録等に関する規定の整備を行う。

【改正内容】

電磁的記録等に関する規定を新たに規定し直し、併せて文言を整理するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>目次 第1章～第3章（略） 第4章 雑則（第53条・第54条） 附則 第1条～第4条（略） （内容及び手続の説明及び同意） 第5条（略）</p>	<p>目次 第1章～第3章（略） 第4章 雑則（第53条_____） 附則 第1条～第4条（略） （内容及び手続の説明及び同意） 第5条（略） 2. 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。 <u>（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のア又はイに掲げるもの</u> <u>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u> <u>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u> <u>（2） 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって</u></p>

	<p>調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p> <p>6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>
<p>第6条～第37条 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p>	<p>第6条～第37条 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p>
<p>第38条 (略)</p>	<p>第38条 (略)</p> <p>2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</p>
<p>第39条～第41条 (略)</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p>	<p>第39条～第41条 (略)</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p>
<p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37</p>	<p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37</p>

条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～3 (略)

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) (略)

5 前項(同項第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)～(2) (略)

6～9 (略)

第43条～第52条 (略)

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定に

条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号_____において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～3 (略)

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項_____の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) (略)

5 前項(同項第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者_____として適切に確保しなければならない。

(1)～(2) (略)

6～9 (略)

第43条～第52条 (略)

よる書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2） 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁

的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第54条 (略)

(委任)

第53条 (略)

議第78号 瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部改正に伴い、電磁的記録に関する規定の整備を行う。

【改正内容】

家庭的保育事業者等による諸記録について電磁的方式による対応を可能とし、併せて文言を整理するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>目次 第1章～第5章 (略) 第6章 雑則 (第49条・第50条) 附則 第1条～第5条 (略) (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)～(2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供するこ</p>	<p>目次 第1章～第5章 (略) 第6章 雑則 (第49条) 附則 第1条～第5条 (略) (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号)において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)～(2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号 _____において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供するこ</p>

<p>と。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項(同項第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設の<u>うち次</u>に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う施設</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>第7条～第48条 (略)</p> <p><u>(電磁的記録)</u></p> <p>第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、<u>記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第50条 (略)</p>	<p>と。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項(同項第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設の<u>うち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)</u>であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う者</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>第7条～第48条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第49条 (略)</p>
--	---

議第79号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

産科医療補償制度の見直しに伴う当該制度の掛金の引下げ及び健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）における出産育児一時金の増額を踏まえ条文の整備を行う。

【改正内容】

出産育児一時金の支給金額及び加算額を改正するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和4年1月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第5条（略） （出産育児一時金） 第5条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万8千円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは_____、これに <u>1万2千円</u> を_____加算するものとする。 2 （略） 第6条～第30条（略）	第1条～第5条（略） （出産育児一時金） 第5条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万4千円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、 <u>必要がある</u> と認めるときは、 <u>規則で定めるところにより</u> 、これに <u>1万6千円</u> を上限として加算するものとする。 2 （略） 第6条～第30条（略）

議第80号 瑞浪市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

【制定趣旨】

消防団員の確保及び消防庁が示した消防団員の報酬基準に基づく処遇改善を図るため、条文の整備を行う。

【改正内容】

市内に通学する学生の入団を可能とし、団員の年額報酬を見直し、出勤報酬を創設し、併せて文言を整理するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和4年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧				
第1条～第2条 (略) (任命)	第1条～第2条 (略) (任命)				
第3条 (略)	第3条 (略)				
2 団長以外の基本団員は、次の各号のすべての要件を満たす者のうちから、市長の承認を得て団長が任命する。 (1) 当該消防団の区域内に居住し、勤務し、又は通学する者 (2)～(3) (略)	2 団長以外の基本団員は、次の各号のすべての要件を満たす者のうちから、市長の承認を得て団長が任命する。 (1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 (2)～(3) (略)				
3 災害支援団員は、前項第3号に掲げる要件及び次の各号のすべての要件を満たす者のうちから、市長の承認を得て団長が任命する。 (1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 (2)～(3) (略)	3 災害支援団員は、前項第3号に掲げる要件及び次の各号のすべての要件を満たす者のうちから、市長の承認を得て団長が任命する。 (1) 当該消防団の区域内に居住し、及び勤務する者 (2)～(3) (略)				
第4条 (略) (分限)	第4条 (略) (分限)				
第5条 (略)	第5条 (略)				
2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。 (1) (略) (2) 第3条第2項第1号に規定する要件を満たさなくなったとき。	2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。 (1) (略) (2) 当該消防団の区域外に転住し又は転勤したとき。				
第6条～第7条 (略) (服務規律)	第6条～第7条 (略) (服務規律)				
第8条 団員は、団長の招集によって出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。	第8条 団員は、団長の招集によって出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。				
第9条～第11条 (略) (報酬)	第9条～第11条 (略) (報酬)				
第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。	第12条 基本団員には、次の表に定める額の報酬を支給する。				
2 団員には、次の表に定める額の年額報酬を支給する。	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">団長</td> <td style="width: 50%;">年額 82,500円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>年額 69,000円</td> </tr> </table>	団長	年額 82,500円	副団長	年額 69,000円
団長	年額 82,500円				
副団長	年額 69,000円				

団長	年額 82,500円
副団長	年額 69,000円
分団長	年額 50,500円
副分団長	年額 45,500円
部長	年額 38,000円
班長	年額 37,000円
団員	年額 36,500円
災害支援団員	年額 5,000円

3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、次の表に定める額の出動報酬を支給する。ただし、活動が4時間に満たない場合は、半額とする。

災害	1日につき 8,000円
警戒	1日につき 4,000円
訓練	1日につき 3,000円
その他	1日につき 3,000円

4 年額報酬は、4半期に分けて支給し、出動報酬は4半期ごとにまとめて支給する。

(費用弁償)

第13条 団員が、公務のため市外に旅行した場合は、瑞浪市職員の旅費に関する条例（昭和29年条例第19号）の例により費用弁償を支給する。

2 費用弁償は、4半期ごとにまとめて支給する。

第14条～第15条 (略)

分団長	年額 50,500円
副分団長	年額 45,500円
部長・班長	年額 37,000円
団員	年額 36,000円

2 災害支援団員には、年額5,000円の報酬を支給する。

3 報酬は、4半期に分けて支給する。

(費用弁償)

第13条 団員が、水火災、警戒及び訓練、その他団長が指揮する消防職務に従事したときは、1回につき1,500円を費用弁償として支給する。

2 前項の場合を除き団員が公務のため市外に旅行した場合は、瑞浪市職員の旅費に関する条例（昭和29年条例第19号）の例により費用弁償を支給する。

3 費用弁償の支給は、4半期ごとにまとめて支給する。

第14条～第15条 (略)

議第 8 1 号 瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について

略 歴

氏名 (ふりがな)	おお たけ かず お 大 竹 和 夫
生 年 月 日	※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	無職
学 歴	学校法人安達学園 中京商業高等学校 卒業
経 歴	昭和 4 9 年 4 月 瑞浪市農業協同組合 勤務 平成 9 年 4 月 合併により陶都信用農業協同組合 勤務 平成 2 8 年 4 月 陶都信用農業協同組合 退職 現在に至る
備 考	新任

議第85号 工事請負契約の締結について

概 要	
契約の目的	稲津小学校北側法面崩壊復旧工事
契約の方法	一般競争入札（当初）
契約金額	130,350,000円（当初） 143,282,700円（第1回変更） 165,469,700円（第2回変更）
工事場所	瑞浪市稲津町小里 地内
工期	令和3年2月10日から令和4年1月31日まで
契約の相手方	瑞浪市稲津町小里787-1 株式会社西尾建設 代表取締役 西尾 治 徳
工事概要	【当初契約】 （復旧分：土地） 施工延長 64.0m 土工 掘削 12,300m ³ 改良土埋戻 10,900m ³ 法面工 植生シート 1,570m ² 舗装工 クレイ舗装 980m ² 排水構造物工 一式 （復旧分：工作物） 防護柵工 フェンス（新設） 46m フェンス（再設置） 18m 防球ネット 30m 照明工 一式 遊具復旧（ブランコ） 1基 （単独対象分） 側溝材料 PU1-240-240 109m 投光器材料 一式
	【第1回変更】 ・改良土セメント配合量の変更（添加量の増量） ・工期終了日を、令和3年10月7日から令和3年12月28日に変更
	【第2回変更】 （単独対象分） ・クレイ舗装 6,090m ² の追加 ・工期終了日を、令和3年12月28日から令和4年1月31日に変更

議第86号 工事請負契約の締結について

概 要

契約の目的	瑞浪市総合文化センターホール天井等改修工事
契約の方法	一般競争入札
契約金額	187,000,000円
工事場所	瑞浪市土岐町 地内
工 期	本契約締結の日から令和4年12月28日まで
契約の相手方	多治見市陶元町61 新興建設株式会社 代表取締役 田中勝也
工事概要	<p>瑞浪市総合文化センターホール天井等改修工事</p> <p>建築工事 一式 電気設備工事 一式 機械設備工事 一式</p> <p><施設概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造 鉄筋コンクリート造 ・階数 地上3階建、塔屋1階 ・延べ床面積 7,602.50㎡
備 考	

議第87号 市道路線の廃止について

位置図



起点 土岐町字下二ツ岩5244番6地先
終点 土岐町字下今尻6081番5地先

①446
桜堂・中央橋線 L=886.1m

概要
きなあた瑞浪周辺の整備にあたり周
辺市道を再編する。



①

議第88号 市道路線の認定について

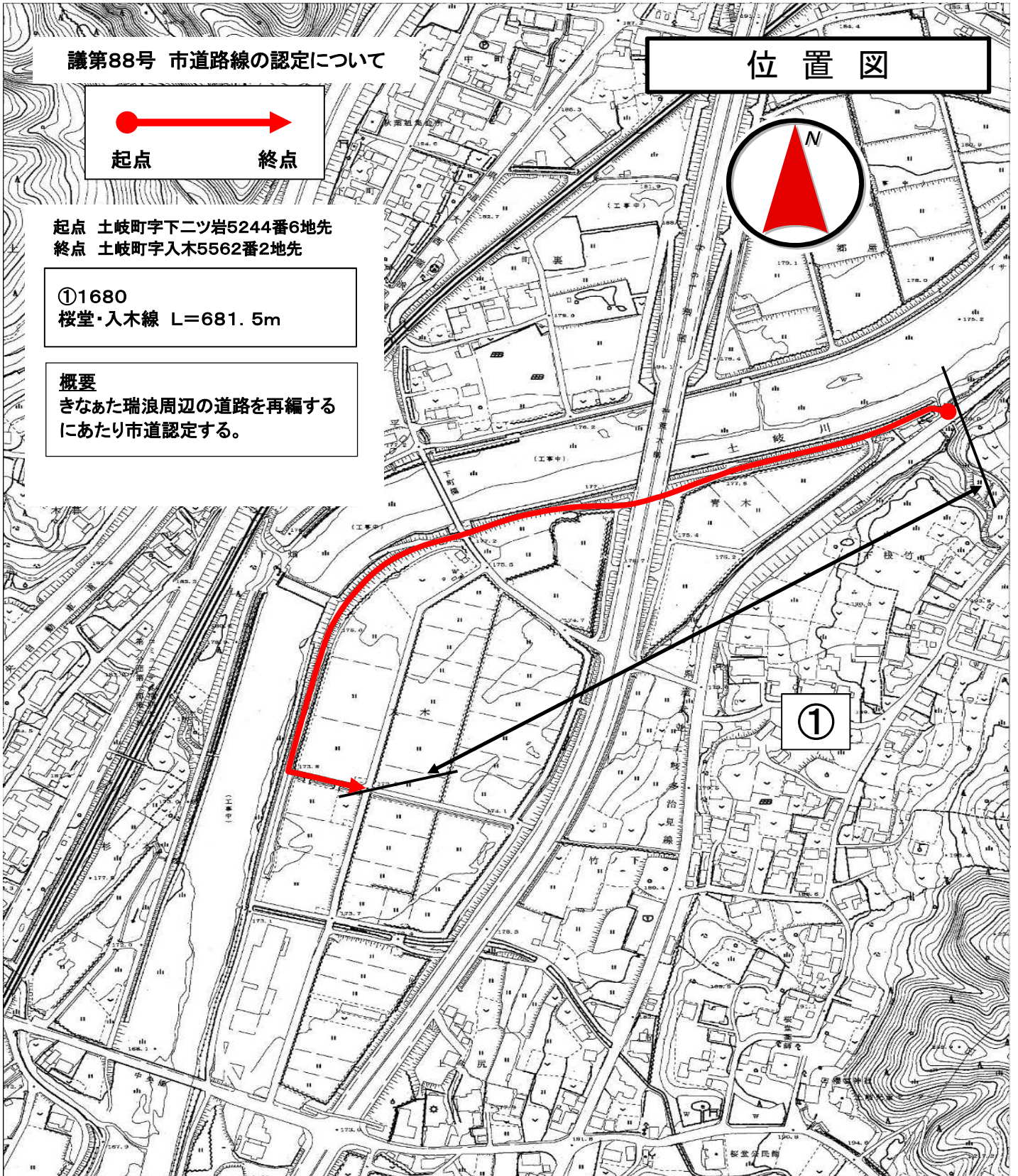
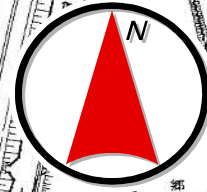
位置図



起点 土岐町字下二ツ岩5244番6地先
終点 土岐町字入木5562番2地先

①1680
桜堂・入木線 L=681.5m

概要
きなあた瑞浪周辺の道路を再編する
にあたり市道認定する。



議第89号 市道路線の認定について

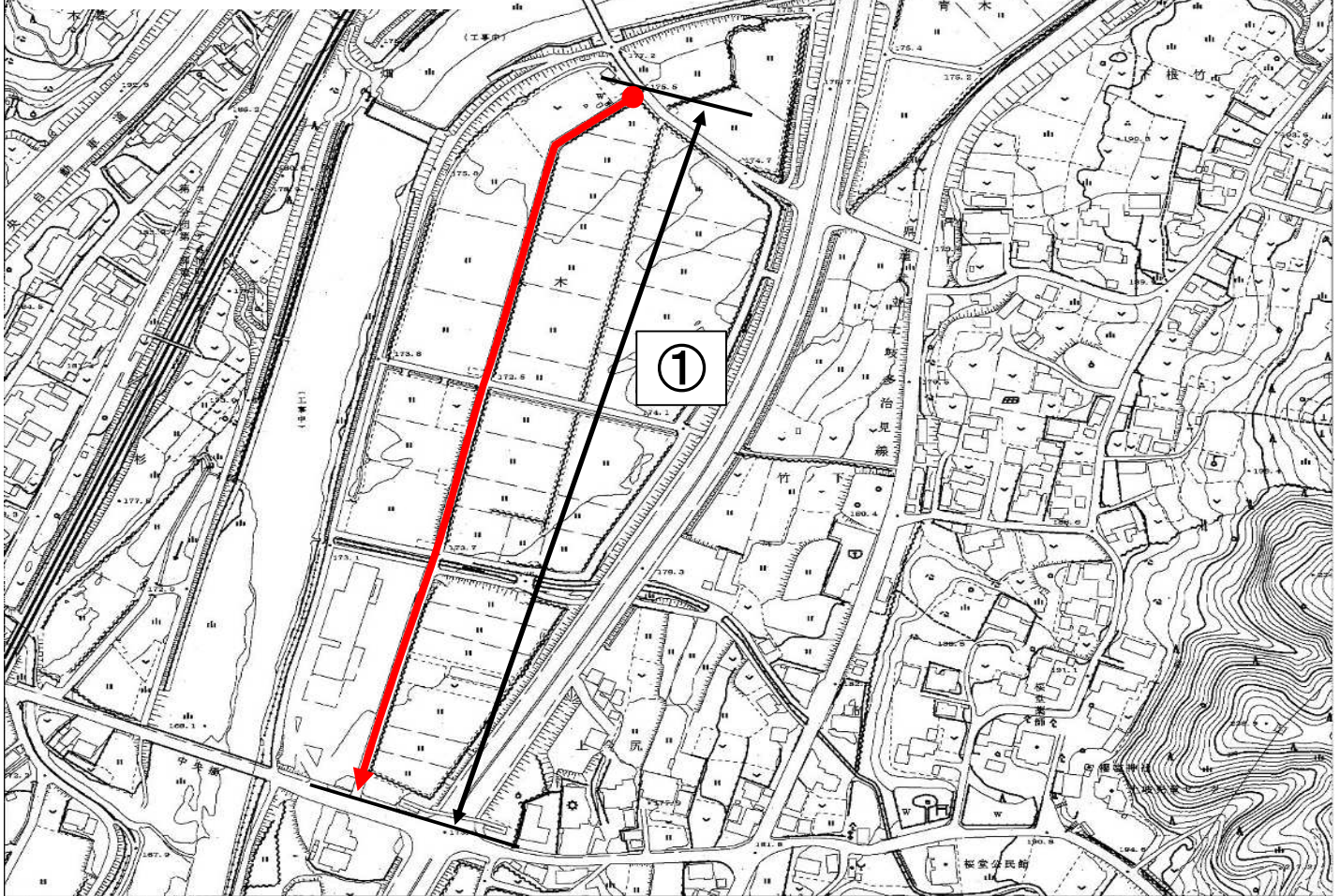
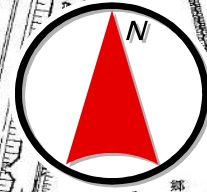
位置図



起点 土岐町字入木5508番1地先
終点 土岐町字下今尻6050番2地先

①1681
入木・下今尻線 L=478.4m

概要
きなあた瑞浪周辺の道路を再編する
にあたり市道認定する。



議第90号 市道路線の認定について

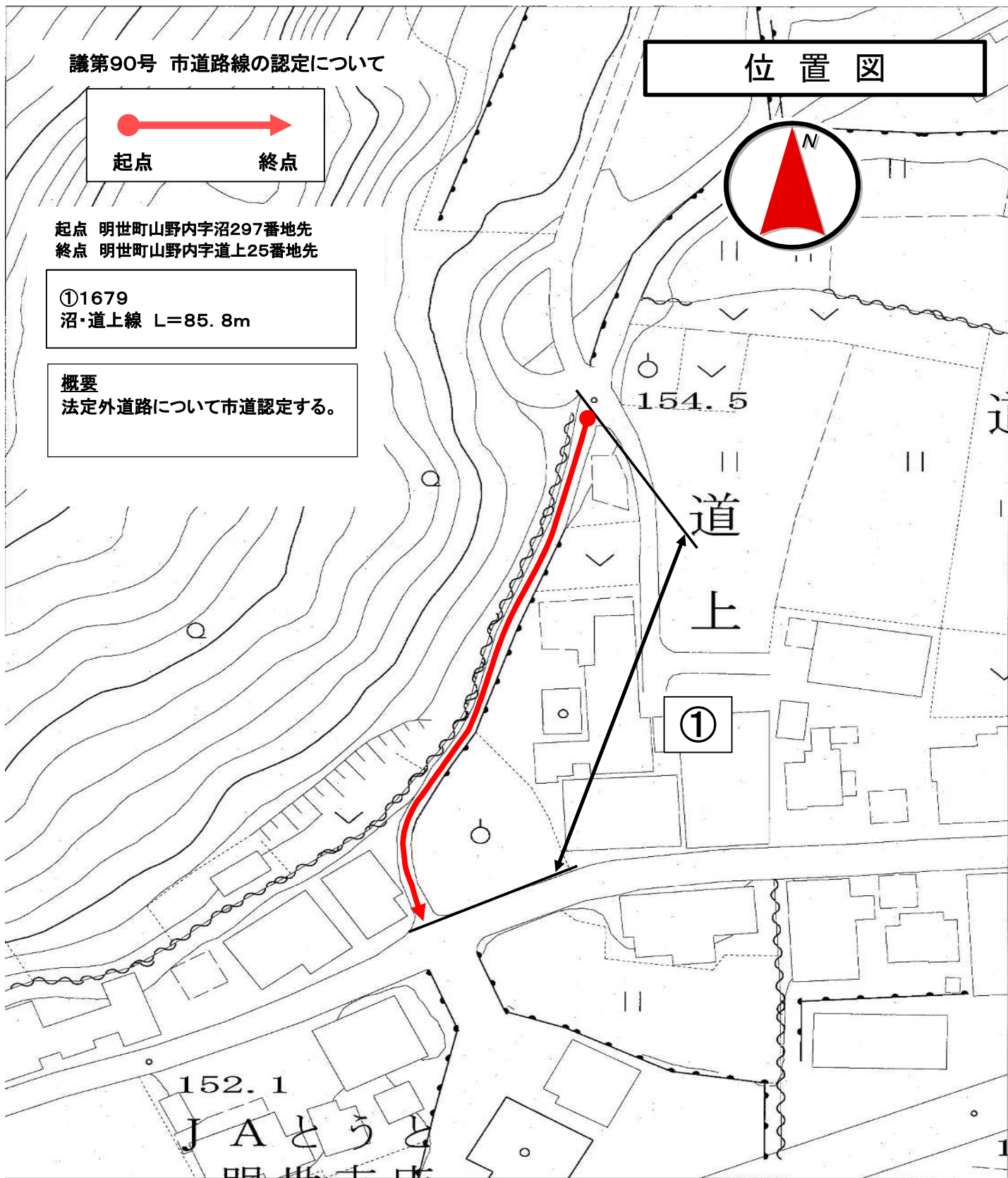
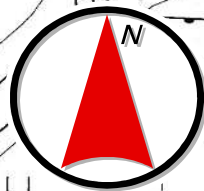
位置図



起点 明世町山野内字沼297番地先
終点 明世町山野内字道上25番地先

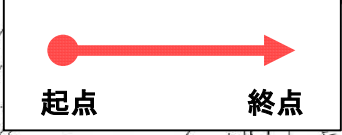
①1679
沼・道上線 L=85.8m

概要
法定外道路について市道認定する。



議第91号 市道路線の認定について

位置図



起点 土岐町字虫塚1134番4地先
終点 土岐町字虫塚1134番14地先

①1682
虫塚線 L=51.9m

概要
開発区域内道路について市道認定する。

